

港長公示神第27-3号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年10月19日

阪神港長



阪神港神戸区六甲アイランド南地区埋立工事に伴う航泊の禁止について

阪神港神戸区第6区六甲アイランド南地区埋立工事に伴い、下記により一般船舶の航泊を禁止する。ただし、当該工事作業従事船舶及び港長が許可した船舶を除く。

記

1 期間

平成27年10月31日 17:00から
平成29年 3月31日 17:00までの間

2 区域（航泊禁止区域（略図）参照）

アの地点からウの地点までを順次に結んだ線及びエの地点からキの地点までを順次に結んだ線、並びに第七防波堤及び大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖処分場）東側護岸、北側護岸により囲まれた海域。

基点	神戸第六防波堤灯台（WG S34-40-14.2N, 135-14-43.1E）		
ア点	基点から 82.0度	3,	370メートルの地点（防波堤上）
イ点	ア点から172.0度		990メートルの地点
ウ点	イ点から262.0度		250メートルの地点（護岸上）
エ点	基点から102.0度	2,	750メートルの地点（護岸上）
オ点	エ点から264.0度		230メートルの地点（潜堤上）
カ点	オ点から240.5度		390メートルの地点（潜堤上）
キ点	カ点から330.5度	1,	150メートルの地点（防波堤上）

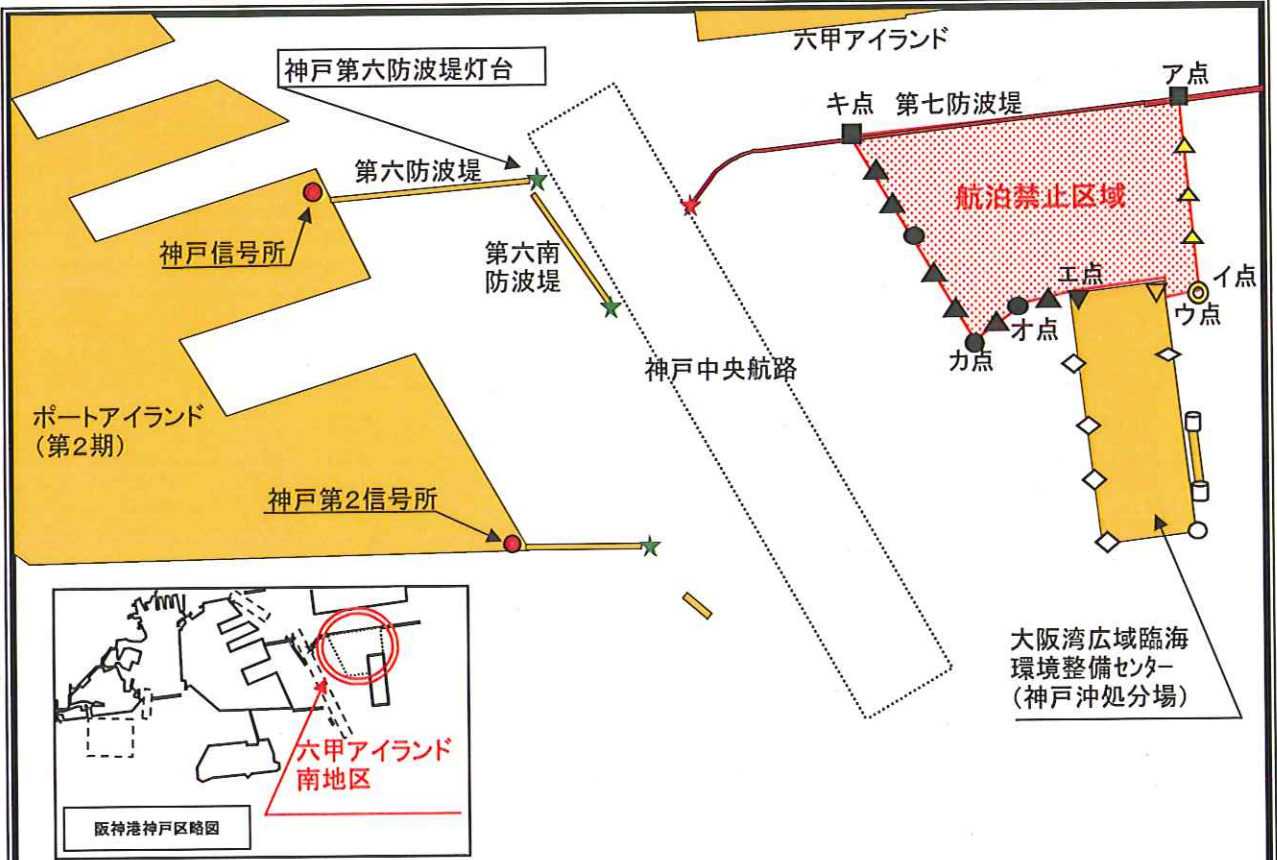
3 標識

航泊禁止区域等を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり灯浮標及び標識灯を設置しており、各標識は同期点滅している。

4 その他

大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖処分場）関連施設を示すため、護岸及び岸壁上に標識灯を設置している。

航泊禁止区域(略図)



*** 凡例**

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ ▲ ◎ ▽ ▼ ▲ ● ○ ◇ □ | <ul style="list-style-type: none"> 白色標識灯 黄色やぐら形灯浮標 大型黄色やぐら形灯浮標 黄色標識灯 黄色標識灯 黄色標識灯 黄色標識灯 白色標識灯 白色標識灯 白色標識灯 | <ul style="list-style-type: none"> (単閃白光、毎3秒に1閃光、光達距離2.5海里、レーダレフレクタ付) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離2.5海里、レーダレフレクタ付) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離4.5海里、レーダレフレクタ付) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離2.5海里、レーダレフレクタ付) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離4.5海里) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離3海里) (単閃黄光、毎3秒に1閃光、光達距離4.5海里) (単閃白光、毎3秒に1閃光、光達距離5海里) (単閃白光、毎3秒に1閃光、光達距離2.5海里) (モールス符号白光、毎8秒にU、光達距離2.5海里) |
|--|--|--|